

正本

令和5年（行ウ）第274号 損害賠償請求等義務付け請求住民訴訟事件

原告 水原清晃

被告 東京都知事

被告準備書面（1）

令和6年4月25日

東京地方裁判所民事第2部Bc係 御中

被告訴訟代理人弁護士 岩元昭博



被告指定代理人 飯田隼矢



同 長尾若菜



同 佐川邦明



（本件連絡担当）

被告は、本書面において、原告の令和6年2月9日付け訴えの変更申立書において変更後の請求の趣旨に対する答弁をするとともに、同日付け原告第1準備書面（以下「原告第1準備書面」という。）に対する反論及び主張の補充をする。なお、本件に関連する一部の文書については不開示処分に対する訴訟が係属中のため、本訴訟に必要な限りでの反論（求釈明への回答を含む）を行う。

また、本書面において用いる略語は、新たに定義するもののほか、従前の例による。

副本直送

第1 訴え変更後の請求の趣旨に対する答弁

1 本案前の答弁

- (1) 請求の趣旨第1項及び第2項に係る訴えをいずれも却下する
 - (2) 訴訟費用は原告の負担とする
- との判決を求める。

2 本案の答弁

- (1) 原告の請求をいずれも棄却する
 - (2) 訴訟費用は原告の負担とする
- との判決を求める。

第2 本案前の争点について

1 「1 訴えの変更と出訴期間に関する被告の主張（答弁書第2の2）について」について

争う。

2 「2 本件住民監査請求が不適法である旨の被告の主張（答弁書第2の3）について」について

- (1) 原告は、大阪高裁平成17年5月12日判決を引用し、「証する書面」（地方自治法242条1項）は、当該財務会計行為等が違法又は不当であることを証明するに足りる証拠である必要はなく、監査を求めている根拠として一定の事実があることを示す書面であれば足りると解される旨を主張する。

- (2) しかしながら、上記判決は、地方自治法242条1項が、監査請求について、違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実を証する書面を添えることを求めている趣旨は、事実に基づかない単なる憶測や主観だけで監査を請求することの弊害を防止しようとするところにあるとも判示しているのであるから、「証する書面」は、単なる憶測や主観を超えた根

拠を有するものである必要があるというべきである。

しかるに、本件監査請求において原告が提出した書面は、Colaboが都に提出した書類における記載上の疑義ないし推測を述べるにとどまるものであることは答弁書第2・3・(2)〔5～6頁〕において主張したとおりであるから、単なる憶測や主観を超えた根拠を有するものとはいえず、「証する書面」には当たらないというべきである。

(3) したがって、原告の上記主張には理由がない。

3 野間らは「当該職員」（地方自治法242条の2第1項第4号）に該当しないこと

(1) 原告は、訴え変更後の請求の趣旨第2項の請求は、Colaboに対する本件交付金の交付について、本件交付金に関与した都の職員らに財務会計上の義務違反があり、都に対する不法行為を構成することを前提に、これらの者が地方自治法242条の2第1項4号の定める「当該職員」（以下、カギ括弧付きで「当該職員」という。）に該当するとして、これらの者に対する損害賠償請求権の行使を被告に求めるものようである。

しかしながら、以下に述べるとおり、これらの者は、小池百合子を除き、「当該職員」には該当しないから、訴え変更後の請求の趣旨第2項に係る訴えのうち、野間達也、武市玲子、横山英樹、竹内純子、澁川珠未及び堀口奈穂（以下「野間ら」という。）を「当該職員」として損害賠償請求権の行使を被告に求める部分は、不適法である。

(2) 「当該職員」とは、当該訴訟においてその適否が問題とされている財務会計上の行為を行う権限を法令上本来的に有するとされている者及びこれらの者から権限の委任を受けるなどして同権限を有するに至った者を広く意味し、その反面およそ上記のような権限を有する地位ないし職にあるとは認められない者はこれに該当しないと解される（最高裁昭和6

2年4月10日第二小法廷判決・民集41巻3号239頁参照)。

本訴において原告が違法な財務会計上の行為と主張するものは、都が都の職員らに対して有する損害賠償請求権を行使する権限を有する被告が同請求権を行使しないという「財産の管理を怠る事実」である(訴状(令和5年7月12日付け訴状訂正申立書による訂正後のもの。以下同じ)・第7・1〔39頁〕)。そうすると、「当該職員」に該当するといえるためには、都が有する損害賠償請求権を行使する権限を有する者であることが必要であると解される。

しかるに、答弁書・第2・4・(1)〔6～7頁〕で述べたとおり、地方自治法は、債権(同法240条1項)の管理を長の権限とし(同法149条6号)、債権の督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとることを長に義務付けている(同法240条2項)。そうすると、都が有する損害賠償請求権を行使する権限は、都知事に属し、地方自治法や他の法令において、同権限を都知事からその補助機関に委任することを定める規定も存在しないから、野間らは、同権限を「法令上本来的に有するとされている者及びこれらの者から権限の委任を受けるなどして同権限を有するに至った者」のいずれにも当たらず、「当該職員」には該当しない。

- (3) したがって、野間らは、原告が違法な財務会計上の行為と主張する「財産の管理を怠る事実」に関し、「当該職員」には該当しないから、訴え変更後の請求の趣旨第2項に係る訴えのうち、野間らに対する損害賠償請求を求める部分は、不適法である。

第3 本案の争点について

- 1 「1 支援事業として行われた事業の経費について本件交付金の交付が

されたことについて（答弁書第4の2）」（原告第1準備書面5頁）

(1) 対象事業の区分について

原告は、Colaboは、「弁護士を関与させる支援」、「就労に関する支援」及び「シェルター等での生活に関する支援」を若年被害女性等支援事業とセーフティネット交付金事業の双方として行うこととしており、これらの事業を特段区別することなく、一体となった一つの事業として実施していたものと考えられるとして、セーフティネット交付金事業の対象事業と若年被害女性等支援事業の対象事業とが明確に区分されているとはいえないと主張する。

この点、セーフティネット交付金の対象事業と若年被害女性等支援事業の対象事業との区分は答弁書（12頁）で述べたとおりであるが、そもそも、令和3年度東京都配偶者暴力被害者等セーフティネット強化支援交付金実施要領（以下「**実施要領**」という。）等においてセーフティネット交付金の対象事業とその他の財政的支援を受けて実施する事業の明確な区分を求めている趣旨は、同一の経費に対して重複して財政的支援がなされることを防止することにある。

本件においては、原告の言う「弁護士を関与させる支援」、「就労に関する支援」及び「シェルター等での生活に関する支援」のいずれについても、セーフティネット交付金の対象とされた経費について若年被害女性等支援事業の対象として重複して支援はされておらず、対象事業の区分を求めている趣旨に何ら反していないことから、対象事業の区分について違法の問題となる点はない。

(2) 実施要領等の規定の潜脱との主張について

また、原告は、一体と見るべき若年女性の保護に関する事業に要する費用の範囲が形式的に分割されており、国庫補助金等の重複支給を禁じた実施要領や公募要領等の規定の潜脱であると主張する。

しかし、若年被害女性等支援事業の対象とされた経費についてセーフティネット交付金の対象として重複して支援したことはなく、実施要領等においてセーフティネット交付金の対象事業とその他の財政的支援を受けて実施する事業の明確な区分を求めている趣旨に何ら反していないことから、実施要領等の規定の潜脱との主張は失当である。

2 「2 補助対象経費に当たらない経費について本件交付金の交付がされたことについて（答弁書第4の3(2)(3)」（原告第1準備書面9頁）

(1) 弁護士への報償費

原告は、Colaboが弁護士に支払ったとする弁護士費用については、支援活動の内容が不明である上、活動が行われた事実又は支援の対象となった女性の実在を確認することができないことから、セーフティネット交付金の交付対象となる補助対象経費に該当しないと主張する。

しかし、都は、Colaboから活動内容の詳細や実績の報告を受け、支出の裏付けとなる領収書等、支払実績について確認するとともに、必要に応じてヒアリングを行うなどの調査を行ったうえで、弁護士による支援に係る弁護士費用は、公募要領別表（甲2・19頁）の「専門的・個別的支援事業」「①被害者等の特性や課題に応じた専門的・個別的支援を実施するために要する経費」に該当すると判断したものである。

なお、原告は、費用についての確認方法を問題にしているようであるが、都は、実績報告書の確認にあたって内容に不明な点等がある場合には、Colaboに対してヒアリングを行うなどの確認を行っている（下記(2)から(5)の経費についても同様）。

(2) スーパーバイザーへの報償費

原告は、①スーパーバイザーの素性や、スーパーバイザーが行ったとする支援に関する指導の具体的な内容が明らかでなく、また、②仮にスーパーバイザーによる指導の内容が一般のスタッフによる支援への関与と特

段異ならず、女性支援における基本的な取組の域を出ないものとして「先進的な取組」に当たらないのであれば、スーパーバイザーに支払った報償費はセーフティネット交付金の交付対象となる補助対象経費に該当しないと主張する。

この点、原告の言う「女性支援における基本的な取組の域」というものが具体的にどのようなものを指すのかは明らかでないが、いずれにせよ、都は、C o l a b o から、婦人保護施設での業務経験を有するスーパーバイザーによる活動内容の詳細や実績の報告を受け、支出の裏付けとなる領収書等、支払実績について確認するとともに、必要に応じてヒアリングを行うなどの調査を行ったうえで、スーパーバイザーによる支援に係る費用はいずれも、C o l a b o が行う先進的な取組の実施に直接必要となる費用に該当すると判断したものである。

なお、原告は、答弁書での被告の主張について、スーパーバイザーへの報償費を、「公募要領別表「専門的・個別的支援事業」の「①被害者等の特性や課題に応じた専門的・個別的支援を実施するために要する経費」に該当すると判断した」（原告第1準備書面10頁19行目）ものとしているが、被告の主張は、「②関係機関とのネットワーク構築・連携強化により、総合的・包括的支援を実施するために要する経費」に該当すると判断したとするものである（答弁書22頁17行目）。

(3) 委託料

原告は、委託料について、支援対象の女性に鍼灸又は整体の治療を施すことは、女性支援に関する取組として、公金を支出するに値するだけの先進性を有しているとは考えられないと主張する。

この点、原告の言う「女性支援に関する取組として、公金を支出するに値するだけの先進性」というものが具体的にどのようなことを意味するのか明らかではないが、いずれにせよ、都は、C o l a b o から活動内容

の詳細や実績の報告を受け、支出の裏付けとなる領収書等、支払実績について確認するとともに、必要に応じてヒアリングを行うなどの調査を行ったうえで、当該委託料はC o l a b oが行う先進的な取組の実施に直接必要となる費用であり、公募要領別表（甲2・19頁）の「専門的・個別的支援事業」「①被害者等の特性や課題に応じた専門的・個別的支援を実施するために要する経費」に該当すると判断したものである。

(4) 研修参加費

原告は、研修参加費について、研修の実施者、内容、参加者等が明らかでなく「先進的な取組」を実施するために直接必要となる経費であることを確認できないと主張する。

しかし、都は、C o l a b oから活動内容の詳細や実績の報告を受け、支出の裏付けとなる領収書等、支払実績について確認するとともに、必要に応じてヒアリングを行うなどの調査を行ったうえで、研修参加費はC o l a b oが行う先進的な取組の実施に直接必要となる費用であり、公募要領別表（甲2・19頁）の「専門的・個別的支援事業」「③支援員の相談支援業務の対応力向上や専門性向上を図るために要する経費」に該当すると判断したものである。

(5) 支援員への給与

原告は、①シェルター事業を営む以上、支援員の雇入れ等をする必要があるのは当然であるから、支援員の雇入れ等は本件事業の基本的な運営や事業に係る経費に当たり、「先進的な取組」を実施するために直接必要な経費とはいえない、②単なる支援員の雇入れ等は交付要綱等が想定する「先進的な取組」には当たらず、支援員に支払った給与は交付対象事業の実施に直接必要な補助対象経費に当たらないと主張する。

この点、原告の言う「交付要綱等が想定する「先進的な取組」というものが具体的にどのようなものを指すのかは明らかでないが、本件の給

与の対象である支援員は長年にわたる青少年支援の経験を有しており、
都は、当該支援員が支援対象である配偶者暴力の被害者等に対して行う
支援活動は公募要領第2・1(2)の「専門的・個別的支援事業」に該当し、
C o l a b o が行う先進的な取組を実施するために直接必要な経費とし
て、公募要領別表（甲2・19頁）の「専門的・個別的支援事業」「①被
害者等の特性や課題に応じた専門的・個別的支援を実施するために要す
る経費」に該当すると判断したものである。

以上